利用

市子育て支援課(1階⑰・⑱番窓口) ☎0994-3-1134様々な子育て支援を行っています。 様々な子育て支援を行っています。 市では、子どもの健全な育成や子育てしやすい環境づくりのため、

預か 時



●対象児童

等で、緊急・一時的に保育が できなくなった児童が対象で また、 保護者の病気や出産、 保護者の育児等によ

●保育時間及び期間 でも利用できます。 る負担解消などの私的な理由 昼間のみの利用で、 その 理

●利用方法

育園にお問い合わせくださ 実施の有無については、 育園でも、 りを実施しています。 込みください。下記以外の保 自主的に一時預か 各保

由により必要となる期間 希望する保育園に直接お申

します。

ができなくなった場合に、 保護者の病気などのために、緊急・一時的に子どもの保育 昼間のみ子どもを預かり、 保育

事故

●実施園及び利用料金(おやつ代等、別途料金が必要になる場合があります)

電話番号 畤

松下保育園 0994-42-2769 8:00 ~ 18:00 (西原1丁目)

4時間以内=1,000円/日超過1時間=200円 1日= 0歳 : 2,000円 1~2歳: 1,600円 3歳以上: 1,000円 高隈保育園 0994-45-2039 $7:30 \sim 18:00$ (上高隈町) : 350円 1時間= 0歳 1~2歳:300円 3歳:250円 4歳以上:200円 光華保育園 0994-46-3764 $8:30 \sim 17:30$ (花岡町) わかば保育園 午前= 1,000 円 0994-44-5234 $8:00 \sim 17:00$ 午後= 1,000円 (寿4丁目) 4時間以内= 1,000円/日 4時間超= 2,000円/日 ひばり保育園 0994-62-3377 $7:00 \sim 18:00$ (串良町細山田) ※1歳3か月未満児の預かり時間

8:30 ~ 17:30 半日= 1,000円 1 日= 2,000 円

4時間以内= 1,000円/日

 $7:30 \sim 18:30$

超過1時間=200円

 $7:10 \sim 18:40$ ◇2歳以上の児童 ◇2歳未満の児童 ●実施場所

まで(延長可) 24時間体制で、 時間及び期間

原則1週間

30994-43-6229 大隅学舎 (西原2丁目)

0994-63-9192

0994-63-2620

支所市民生活課で、 ●利用方法 市子育て支援課又は各総合 利用申請

をしてください。

※利用児童の保険証の写しが 必要です。

洗心保育園

(串良町有里)

ふたば保育園

(串良町下小原)

葬祭などで、緊急に保育がで保護者の病気や仕事、冠婚 きなくなった児童が対象とな ります。 対象児童

院又は大隅学舎で一定期間

なった場合に、

かのや乳児

保護者の急な病気などで緊 急に児童の保育ができなく

子どもを預かり、

保育しま

30994-42-2531 かのや乳児院(新川町)

●利用料金(1日あたり)							
			保護者負担金				
	区	分	2歳未満の児童				
	市 非課稅	- "-	1,100円	1,000			
	市」課税		5,350円	2,750			

●利用料金(1日あたり)						
	保護者負担金					
区分	2歳未満	2歳以.				
	の児童	の 児 :				
市 民 税 非課税世帯	1,100円	1,000 F				
市民税課税世帯	5,350円	2,750 F				

●利用料金(1日あたり)					
	保護者負担金				
区分	2歳未満	2歳以			
	の児童	の 児 :			
市民税	1,100円	1,000 F			
市民税課税世帯	5,350円	2,750 F			

保険診療による自己負担分の一部を助成しま 中学校就学前の子どもにかかる医療費のうち、

医療

子ども

○各総合支所市民生活課

(1階®番窓口)

支払対象月 2月・3月・ 4月·5月分 6月・7月・ 8月·9月分

> 活課で受給者の登録が必要で 支援課又は各総合支所市民生

●手当額

一人当たり=

○市子育て支援課 ●申請受付窓口 ださい。 ●支給対象となる子ども

※ も し、

15日を過ぎると受給

逐

します。

平成23年9月までは、これまでと同額の一人当たり

000円が支給されます

中学校3年生までの子どもを養育している人に支給

(0歳から15歳になった後

がありますので、

ご注意く

できない月が発生すること

負担額を助成します

○助成金の振込は、

受診月の

可能です

のであればコピ

の提出も

2か月後の月末になりま

出生又は転入時に、子育て

す。

のうち、保険診療に係る自己

子どもの医療に要した費用

の最初の3月3日まで)

0歳から中学校卒業まで

●支払日

支払日 6月6日 10月6日

ては、

入院した(する)

場合

受診月の翌々月

支給額の決定

市

小学校在学中の児童につい

に登録手続きが必要です。 すでに、登録されている場

●助成額 合は、必要ありません。

小学校就学前

※公務員は、

勤務先での申請

が必要です

●申請者

②他の市町村から転入をした

育する子どもができた人

①出生などにより、新たに養

●申請手続きの必要な人

月額13,

小学校在学中 入院・外来共に全額助成

受診月の翌月

個票の審査・集計

市町村へのデータ送付

県国保連合会

10日まで

●申請方法 入院分のみ全額助成

明細個票」を医療機関等へ提 を提示し、「自己負担額支払 出してください 健康保険証、受給資格者証

○必要事項を置いてある ○「自己負担額支払明細個票_ は、各医

●申請期限

※申請者名義の

請者名義の口座に限りま預金通帳及び保険証

●必要書類

(生計を維持してい

る人

家計の主宰者

申請者本人の

を記入してあるも	す	療機関等の窓口に	担額支払明細個票」	いっし
			受診.	月
受診				

個票の提出

受給資格者証の提示

医療機関等の窓口